

# News Letter

## 本号の掲載記事

- 今月の法律トピック / コーポレートガバナンス・コードの改訂
- 堂島国際部門だより / 国際調停
- 近時の実務話題&裁判例レビュー

## 巻頭言

# 時代の移り変わり

弁護士 大川 治



「男もすなる日記といふものを女もしてみむとてするなり。」

有名な書き出しで始まる紀貫之の土左日記ですが、書き手を女性になぞらえ、全編を仮名文としたところに画期性があるとされています。深掘りすると、ジェンダーの観点（多様性）、漢文ではなく仮名文（借り物から独自のものへ）、日記の形をとった紀行文（新規性）など、幾重にも意義があったのでしょうか。

多くの法律事務所が充実したニュースレターを発行する中、「他事務所もすなるニュースレター・・・」ではないですが、当事務所もニュースレターを創刊いたします。優れたニュースレターや法律雑誌、ウェブサイト等がまだまだあるなか、どれほどの多様性、独自性、新規性を出せるかが課題ですが、時代の移り変わりゆく今、できるだけ多層で、充実したものにしたいと思っています。

時代の変化といえば、株主総会です。ちょうど6月総会シーズンに突入しましたが、今年も、少なくともハイブリッド参加型バーチャル総会（インターネット等の手段による株主の傍聴を認める形態）の導入を検討する企業が一定数あると思います。新型コロナ禍が落ち着いておりませんし、ハイブリッド型バーチャル総会の新しい意義に光が当たった結果でしょう。

幸か不幸か、2020年の新型コロナ感染症拡大と、経産省「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」の成果（とりまとめ案、実施ガイド）の公表タイミングの巡り合わせで、昨年はハイブリッド型バーチャル総会元年といえる一年でした。民も官も素早く動いた印象で、やればできるのだと実感しました。とはいえ、株主総会の電子化については、早くも2003年に岩村充・神田秀樹編「電子株主総会の研究」が問題点を広範に検討し、重要文献で

ある松井秀征「株主総会制度の基礎理論」（2010年）が「機関」としての株主総会と「会議体」としての株主総会の二元思考を打ち出していたのですから、遅きに失した感もあります。COVID-19という「外圧」、「災害」がなければ、もっと遅くなったのかもしれませんが。掛け声のわりには実効性ある形で整備されていなかった国・自治体のIT化、デジタル化の問題と通底するものがあるかもしれません。

しかし、ものは考えようです。こんなタイミングだからこそ、さらに突き抜けることができるかもしれません。バーチャルオンリー型株主総会（物理的な会議を開催せずに、取締役や監査役等と株主がすべてインターネット等の手段を用いて株主総会に出席するタイプ）は、招集決定において開催「場所」の決定を求める会社法に抵触すると考えられていましたが、本年6月9日に成立した「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（以下「改正産競法」という。）は、一定の要件の下、バーチャルオンリー型の株主総会を可能とする規定（66条）を設けています。これを受けて、改正産競法の成立・公布を前提に、この6月総会で定款一部変更議案を上程しようという企業が続々と現れています。Zホールディングス、ソフトバンクグループ、アステリア、リスクモンスターなどのIT企業のみならず、三井住友フィナンシャルグループ、武田薬品、LIXIL、リクルートホールディングスなども含まれています。企業のこのような動きは、まさに時代の先端に行く「新しい」もので、私は肯定的に捉えています。

ただ、議決権行使助言会社ISS社は、こうした定款変更議案に対し、反対推奨をしているようです。これに対し、企業から反論（遠隔地の株主など多くの株主の出席を可能とし、株主総会における経営陣と株主との間の有意義な交流を促進する等）のリリースがされるなど（※1、2）、非常に興味深い「議論」、「対話」がなされています。

さらに、株主総会の話題として、本年6月10日公表の東芝の調査報告書が同社の定時株主総会について「公正に運営されたものとはいえない」と断じたことも衝撃です（会社法316条2項の調査者選任議案が可決されたという経緯も非常に興味深い。※3）。移り変わっていく「株主総会の実務」から目が離せません。

ほかにも、時代の移り変わりを実感させる法務の話題は尽きません。コーポレートガバナンスの改訂（わけても、企業の中核人材における多様性の確保、サステナビリティを巡る課題への取組みの重視が注目されます）、動産・債権担保法制の見直し（法制審議会担保法制部会の審議スタート）、デジタルプラットフォームを巡る問題、DXガバナンス、ビジネスと人権、個人情報保護法制・・・。

当事務所のニュースレターにご期待ください。

※1 アイ・アールジャパンホールディングス、当社第7期定時株主総会の第1号議案に関する議決権行使助言会社ISS社の反対推奨に対する当社の見解について  
[https://www.irjapan.jp/ir\\_info/release/pdf/notice\\_20210528\\_1.pdf](https://www.irjapan.jp/ir_info/release/pdf/notice_20210528_1.pdf)

※2 三井住友フィナンシャルグループ、「第3号議案 定款一部変更の件」に関する補足説明、第19期定時株主総会「第3号議案 定款一部変更の件」に関する議決権行使助言会社ISS社の反対推奨に対する当社の見解について  
<https://www.smfg.co.jp/investor/financial/meeting.html>

※3 会社法第316条2項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者による調査報告書受領のお知らせ  
[https://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20210610\\_1.pdf](https://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20210610_1.pdf)

## 今月の法律トピック

# コーポレートガバナンス・コードの改訂

弁護士 松尾 洋輔

2021年6月11日、金融庁及び東京証券取引所がコーポレートガバナンス・コードの改訂版（以下「改訂コード」といいます。）を公表しました。3年ぶりとなる今回の改訂は、コーポレートガバナンス・コードに関するフォローアップ会議の提言内容を反映したものとなっています。

## 1. 改訂の背景

上記提言では、コロナ禍を契機とした企業を取り巻く環境の変化の下で新たな成長を実現するには、企業が課題を認識し変化を先取りすることが求められること、持続的成長と中長期的な企業価値の向上の実現に向け、①取締役役会の機能発揮、②企業の中核人材の多様性の確保、③サステナビリティを巡る課題への取組みをはじめとするガバナンスの諸課題に企業がスピード感をもって取り組むことの重要性がうたわれています。

また、2022年4月開始の東証の新市場区分におけるプライム市場に対して、「我が国を代表する投資対象として優良な企業が集まる、国内のみならず国際的にも魅力あふれる市場となること」との期待を寄せ、プライム市場上場会社に対するは一段高いガバナンスの取組の重要性にも言及しています。

今回の改訂は企業が激動の時代を生き抜き、さらに企業価値を向上させるための道標を示すものとなっています。

## 2. 改訂内容

### (1) 取締役会の機能発揮

プライム市場上場会社における取締役会によるガバナンスをさらに発揮させる観点から、独立社外取締役を少なくとも3分の1以上（その他の市場についてはこれまでどおり2名以上）選任すべきことを定めています（【原則4-8】）。

さらに、プライム市場上場会社において必要と判断する場合には、過半数の独立社外取締役を選任すること（その他の市場については3分の1以上）も推奨しており、プライム市場上場企業に対して求められるガバナンスの水準の高さが表れた改訂となっています。

また、取締役会が幹部・取締役の指名・報酬等の重要事項を判断する際、指名委員会・報酬委員会から、「ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含」めた関与・助言を受けるべきであることを明らかにしています。加えて、プライム市場上場会社については、「各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示」することを要求しています（補充原則4-10①）。

取締役会の多様性については、ジェンダーや国際性に加え、「職歴」「年齢」を要求し（【原則4-11】）、取締役会が「経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定」すること、「各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせ」を取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきであること、独立社外取締役には、「他社での経営経験を有する者」を含めるべきであることを要求しています（補充原則4-11①）。特に最後の項目との関係で、経営経験者人材の需要がますます高まることが予想されます。

### (2) 企業の中核人材における多様性（ダイバーシティ）の確保

「女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきである」「中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべきである」として、企業において策定・開示すべき事項を定めています（補充原則2-4①）。

ダイバーシティの重要性は広く認識されてきたところですが、具体的な目標や方針を確立するところまで至っていない企業も少なくないと思われます。改訂コードの要請に則した開示に向け、各社で議論を深めることが急務となります。

### (3) サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を巡る課題への取組み

改訂コードは、サステナビリティ課題の広がりを示した上で、これらの課題への取組は「リスクの減少のみな

ず収益機会にもつながる重要な経営課題」であり「中長期的な企業価値の向上の観点から」取り組むべき問題であると位置付けています（補充原則2-3①）。

また、取締役会において、「中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである」こと、「人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである」ことが示されています（補充原則4-2②）。

さらに、「経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべき」とし、「人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべき」としています（補充原則3-1③）。とりわけプライム市場上場会社については、「気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである」と一段上の開示が要請されています。

このように、改訂コードは、サステナビリティを企業の競争力の源泉と位置付けるものであり、企業にとっては、サステナビリティの領域に広く目配せし、各社各様の工夫を凝らして取り組むことと、その成果を適切にステークホルダーに伝えることがますます重要になります。

#### （4）その他個別の項目

##### ① グループガバナンスのあり方

上場子会社における少数株主保護の観点から、支配株主を有する上場会社は、独立社外取締役を少なくとも3分の1以上（プライム市場上場会社においては過半数）選任するか、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議等を行う、独立役員で構成された特別委員会を設置すべきことを要求しています（補充原則4-8③）。

##### ② 監査に対する信頼性の確保及び内部統制・リスク管理

監査に対する信頼性を確保する観点から、取締役会がグループ全体を含めた内部統制体制及びリスク管理体制を構築することを要求し（補充原則4-3④）、内部監査部門が取締役会・監査役会に対して直接報告を行う仕組みを構築すること等を要求しています（補充原則4-13③）。

##### ③ 株主総会関係

プライム市場の上場会社について、議決権電子行使プラットフォームの利用（補充原則1-2④）や、英語での開示・提供（補充原則3-1②）を推奨しています。

##### ④ その他の主要課題

経営戦略等の策定・公表に当たり、「取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況」を分かりやすく示すことを要求しています（補充原則5-2①）。

### 3. 改訂コードへの対応

上場会社は改訂コードに対応したコーポレートガバナンス報告書を遅くとも2021年12月までに提出することとされています。

ただし、プライム市場上場会社のみを対象とする改訂内容については、東証の新市場区分が開始される2022年4月4日から適用となり、ガバナンス報告書も同日以降に提出することとなります。

# 国際調停

弁護士 飯島 奈絵

1994年に当事務所が渉外案件を扱い始めてから27年が経過しました。その間、飯島奈絵、安田健一、池上由樹が米国ロースクールへ留学し、飯島と安田はニューヨーク州弁護士資格を取得しました。池上も、ニューヨーク州司法試験に合格し、現在米国シリコンバレーにて、テクノロジー法務を中心に実務研修中です。神戸中華同文学校で中国語で小・中学校の教育を受け、神戸高校・大阪大学・京都大学法科大学院で学んだ王宣麟は間もなく中国留学へ旅立ちます。

国際部門のトップバッターとして、今回は日本の調停とはだいぶ様子の異なる国際調停についてお伝えします。

## 1. 日本の調停

日本の調停は、裁判所の調停委員会（裁判官／調停官（※1）と調停委員（※2）にて構成）が仲介をして当事者間の合意をあっせんする手続きであり、地方裁判所や簡易裁判所で行う民事調停と、家庭裁判所で行う家事調停があります。

民事調停、家事調停とも、裁判所へ調停申立後、通常1か月程度で初回期日が入り（※3）、初回期日には、調停委員が両当事者から個別に主張を聞き（各1時間程度）、対立点を明らかにし、相手方当事者の主張をそれぞれへ知らせます。初回に合意が成立することは少なく、検討・主張準備が必要な課題を持ち帰ることが一般的です。第2回期日（通常1か月程度後）でも合意が成立しなければ、第3回、第4回と期日を重ね、調停手続きが1年以上継続するケースもあります。

合意が成立すれば、調停調書が作成されます。調停調書には判決等と同様、執行力があり、万一、相手方が合意事項を履行しない場合には、調停調書に基づく強制執行（相手方財産の差押・競売等）ができます。

合意成立の見込みがなければ、調停不成立として、手続きは終了します。その後、裁判・審判となる場合もあります。

## 2. 国際調停

英米等の調停は、両当事者の合意で指名した民間の調停人（※4）が仲介をして当事者間の合意をあっせんする手続きです。裁判手続き進行中に一時中断して調停が行われることが一般的ですが、提訴前に調停がされる場合もあります。

調停人および両当事者が民間の調停センターに集まることもあれば、一方代理人の法律事務所、ホテルの会議室等を使う場合もあります。

通常、期日の朝、調停人および両当事者が同じ部屋に集まり、それぞれがオープニングステートメントを行い、双方の主張・対立点をあぶりだすところから開始します。その後、両当事者は別の部屋に分かれ、調停人が各部屋を行き来しながら、各当事者の主張を聞き、相手方へ伝え、合意をあっせんします。ランチも運び込まれたものを食べながらあっせんは続き、その日の晩か、翌日に合意が成立しなければ調停は終了し、裁判手続きに戻ります。

※1 裁判官と同等の権限で調停手続きを扱う非常勤職員。5年以上の経験を持つ弁護士の中から任命されます。

※2 社会生活上の豊富な知識経験や専門的な知識を持つ人の中から選任。弁護士、医師、大学教授、公認会計士、不動産鑑定士、建築士等の専門家他、地域社会に密着して幅広く活動してきた人など、社会の各分野から選任されます。

※3 現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため取扱件数が制限され、平時よりも期日が入りにくい傾向があります。

※4 元裁判官、元弁護士、現役の弁護士等

このように、朝から晩までの一日勝負であり、「持ち帰って検討する」方法をとることができないため、判断権者の出頭が推奨され、出頭ができない場合でも、判断権者は調停に出頭する代理人と電話で何時でも繋がり、必要に応じて電子メールも確認し、判断ができる状況でなければなりません。時差により、日本時間深夜の対応が必要となりえますが、判断権者は自宅固定電話／携帯電話の番号を調停出席の代理人に伝えたと共に、パソコンを立ち上げ、電子メールも確認できる体制で待機する必要があります。

日本の調停と同様、各当事者が、双方の主張、保有証拠等を勘案し、裁判手続に戻った場合に予想される判決、訴訟費用等を考慮しながら、経済的に合理性のある譲歩を検討し、合意成立を模索します。

英米の訴訟手続は申立後、トライアルに至る前の準備手続として、ディスクロージャー（※5）、デポジション（※6）等があり、弁護士報酬もタイムチャージで非常に高額になりうることもあって、提訴された事件の多くはトライアルに至らず、合意解決されます（英国では弁護士費用敗訴者負担であるのに対し、米国では勝訴者も弁護士費用の負担を免れないため、合意解決のインセンティブはより高くなります）。

海外の取引先等との紛争に巻き込まれた場合、調停は紛争解決方法として有効な選択肢となり、2018年に開設された京都国際調停センターも利用可能です。

なお、合意が成立すれば、合意書が作成され、万一、不履行があれば、調停手続国での執行が可能です。

これに対し、調停手続国以外では当然に執行できるわけではありません。主権国家が海外判決・仲裁・調停の国内執行を当然に受忍するいわれはなく、海外判決等は自国裁判所が承認して初めて執行されます。

仲裁について、条約加入国において海外仲裁判断に執行力を認めるニューヨーク条約（外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約）が存在するように、調停についても、調停に関するシンガポール条約が存在し、各国で加入が進められています。日本は、ニューヨーク条約は加入済みですが、シンガポール条約は未加入です。

※5 当事者双方が当該訴訟に関連する範囲で秘匿特権が認められていないすべての事項を対象として証拠開示を行う手続。関連する電子メール等もすべて提出対象となるため膨大な量の書類等が開示対象となります。

※6 相手方担当者等を尋問し、録画・速記録を作成し、必要に応じてその一部をトライアルに提出する手続。米国連邦民訴法は最大7時間×1日/人としますが、通訳が入る場合、2日間に渡ります。

## セミナー情報

### 労働契約の勘所：英国・米国・日本の法制を比較しながら

当事務所の英国提携先法律事務所である3CSとジョイントセミナーを開催します。

ロンドンに拠点を置く3CSから英国で労働契約を締結する際の勘所を、当事務所から米国および日本で労働契約を締結する際の勘所を、三国を比較しながらお話しします。

日時 2021年7月14日16:00~17:00

登壇者 安田健一・池上由樹（堂島法律事務所）、三富博子（3CSコーポレートソリシターズ）

モデレーター 飯島奈絵（堂島法律事務所）

場所 Zoomを使用したWEB開催（\* 随時参加・退出いただけます）

登録 下記リンクからご登録ください。ご登録後に詳細を送らせていただきます。

[https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN\\_5noR584YQ-iD-hyJdVJHQ](https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_5noR584YQ-iD-hyJdVJHQ)

# 近時の実務話題 & 裁判例レビュー

弁護士 大川 治

## 最三小判令和3年5月25日

民事訴訟法118条3号の要件を具備しない懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分が含まれる外国裁判所の判決に係る債権について弁済がされた場合、その弁済が上記部分に係る債権に充当されたものとして執行判決をすることはできない

我が国では懲罰的損害賠償が認められていないところ、懲罰的損害賠償を認めた外国裁判所の判決による外国の強制執行手続きの中で債権の一部の弁済がされた場合について、原審は、その弁済額を懲罰的損害賠償部分に充当することを認め、残額について日本における強制執行を行えるとしたのですが、最高裁はこれを覆しました。

外国において行われた弁済が（懲罰的損害賠償を認めた）外国裁判所の強制執行によるものだとしても、日本において外国判決の懲罰的損害賠償が効力を有しない以上、当該弁済が懲罰的損害賠償部分に充当されたとは認められないというもので、懲罰的損害賠償部分の効力を認めないという最高裁元来の立場を貫いたものといえます。

## ジュリストNo.1558（2021年5月号）48頁

新・改正会社法セミナー「監査等委員会設置会社（2）」

会社法に関する法律雑誌の座談会記事から非常に興味深いものがありましたのでご紹介します。

今回の座談会で取上げられている論点は、監査等委員が意見陳述権を行使しうる株主総会、意見陳述義務の有無、監査の異同、調査権の対象をめぐる表現の差異（会社法381条2項は「事業」が調査対象で、会社法399条の3第1項の監査等委員の報告要求の対象は「その職務の執行に関する事項」で文言が違う）、監査と監督の相違等々です。

この「監査の異同」のところ、**「監査委員・監査等委員と監査役の監査の範囲には、実質的な違いはない」という結論に至っています。**

古くからの議論で、「監査役」の監査権限は適法性監査のみか、妥当性監査も含むのかという論点がありました。監査役は取締役会における議決権（＝代表取締役や業務担当取締役を解職する人事権）を有しない以上、人事権の裏付けのないところに妥当性監査権があったとしても無益であり、監査役が有する監査権限は適法性監査に限られるという考え方が一般的でした（会社法上、会計監査人選・再・解任議案の内容決定権が与えられるなど、厳密には適法性監査権限とはいえない権限が付与されているが、それは法が特に定めたものと解釈する）。もっとも、監査実務の現場において当該考え方はあまり馴染むものではなく、現実には監査役は妥当性についても意見を述べています。

他方、指名委員会等設置会社における監査委員会、監査等委員会設置会社における監査等委員会は、構成員が取締役で取締役会における議決権を有しているため、経営の妥当性についても監査権限がある、と整理されていて（立案担当者らも同じ意見）、そこが監査役監査との違いだというわけです。

これを図解すると、図1のようになります。

図1

監査機関	権限	
監査役	適法性監査権限	-
監査委員会・監査等委員会	適法性監査権限	妥当性監査権限

監査実務の現場のイメージを示すと図2のとおりです。

図2

監査機関	権限	
監査役	適法性監査権限	妥当性も見ている
監査委員会・監査等委員会	適法性監査権限	妥当性監査権限

ところが、今回の座談会では、「監査委員・監査等委員と監査役の監査の範囲には、実質的な違いはない」（妥当性監査といっても、それは取締役会メンバーとしての職責であり、「監査役は妥当性監査権限がないが、監査委員会等には妥当性監査権限がある」というのは間違いである）ということを出しています。これまで、学者の先生方が発言したり、書いたりしたもので、こういうことをはっきり明示したものはなかったと理解しています。座談会の結論を図に示すと図3のとおりになります。

図3

監査機関	権限	
監査役	適法性監査権限	-
監査委員会・監査等委員会	適法性監査権限	-（※）

※ 取締役会の一員としての妥当性「監督」権限はある

私個人としても、取締役会で議決権があることを理由に監査委員・監査等委員に妥当性監査権限があるという理論には疑問を抱いており、取締役会の構成員としての監督権限を有しているに過ぎないのではないかと考えてあったため、この座談会は非常に納得のいくものでした。本座談会は、監督と監査の異動は何か等、さらに興味深いテーマを考える契機にもなりそうです。

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または現地法弁護士との適切な助言を求めて頂く必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電話：06-6201-4456（大阪） 03-6272-6847（東京）  
メール：newsletter@dojima.gr.jp